

京丹後市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月27日

京丹後市監査委員 鈴木 修一

京丹後市監査委員 多賀野 一彦

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

# 監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

監査の実施に当たっては、令和5年度の出納その他の事務事業の執行を対象とした。監査の対象施設及び指定管理者は、管理業務内容や運営の実態等を勘案し、協議により次の指定管理者を選定した。

監査対象施設名	指定管理者	所管課
京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」	特定非営利活動法人 わくわくする久美浜をつくる会	商工観光部/ 観光振興課
京丹後市峰山途中ヶ丘公園	公益財団法人	教育委員会事
京丹後市峰山総合公園	京丹後市公園緑化事業団	務局/ 生涯学習課

## 第3 監査の実施期間

書類審査 令和6年10月11日から令和7年3月27日まで

説明聴取 令和6年11月7日

## 第4 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

### 1 指定管理者関係

- (1) 施設は、関係法令、基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 施設の管理に係る会計処理は、適正に行われているか。
- (4) 事業計画書、事業報告書等は、適正に作成し提出されているか。
- (5) 施設管理に係る諸規程は、整備されているか。

## 2 所管課関係

- (1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書等により適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。

## 第5 監査の方法

指定管理者及び所管課から事前に関係書類、帳簿等の提出又は提示を求め、監査の着眼点に沿って書類審査を行うとともに、必要に応じて指定管理者、所管課の課長等に質問する方法により実施した。また、現地に赴き、指定管理者等の立会いの下、施設の概要について説明を受けた。

## 第6 監査の結果

指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況について、おおむね適正に処理されていると認められ、特に留意すべき事項は見受けられなかった。

団体の監査結果は次のとおりである。

# 団体別監査結果報告書（特定非営利活動法人 わくわくする久美浜をつくる会）

## 監査の概要

### 1 施設の概要

名 称	京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」
所 在 地	京丹後市久美浜町 3102 番地
設置条例	京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例
構 成	母屋、吟松舎、匠処、蔵、雛御門
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで
休 館 日	水曜日

#### 指定管理者

特定非営利活動法人 わくわくする久美浜をつくる会

#### 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 指定管理料

6,099,000 円（令和 5 年度）

#### 設置目的

京丹後市の歴史的建造物を保存及び活用することにより、人、もの及び情報の新たな交流の場を創出し、地域住民の福祉の向上及び地域の活性化を図るための施設である。

### 2 業務内容

主な業務は、以下のとおりである。

- (1) 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 管理施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 管理施設の利用許可に関する業務
- (4) 管理施設の利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他、市長が必要と認める業務

### 3 監査の結果・意見

入館料の無料施設であり、指定管理料と物販・飲食等の売りに頼らねばならない経営には厳しいものと推察される。入館者数もコロナウイルス感染症による影響前に戻っている。これは、ホームページ等を通じて積極的なPRと旅行代理店への働きかけや豪商「稲葉本家」を核とした観光ルートの創設など、創意工夫による営業努力が認められた。さらに情報発信に努め、利用促進を図られたい。

意見として、指定管理状況の月報報告時に施設の軽微な修理・修繕等について役員の意見交換の場を持たれたい。

## 団体別監査結果報告書（公益財団法人 京丹後市公園緑化事業団）

### 監査の概要

#### 1 施設の概要

##### （1）京丹後市峰山途中ヶ丘公園

名 称	京丹後市峰山途中ヶ丘公園
所 在 地	京丹後市峰山町長岡 876 番地
設置条例	京丹後市都市公園条例
構 成	陸上競技場、グラウンドゴルフコース、管理棟、その他附属施設
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで
休 館 日	火曜日

#### 指定管理者

公益財団法人 京丹後市公園緑化事業団

#### 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

#### 指定管理料

44,016,000 円（令和 5 年度） ※京丹後市峰山総合公園と一体管理

#### 設置目的

住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的利用に供することを目的に設置した施設である。

##### （2）京丹後市峰山総合公園

名 称	京丹後市峰山総合公園
所 在 地	京丹後市峰山町荒山 248 番地
設置条例	京丹後市都市公園条例
構 成	野球場、テニスコート、サブグラウンド、その他附属施設
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで（テニスコートは午後 10 時まで）
休 館 日	火曜日

#### 指定管理者

公益財団法人 京丹後市公園緑化事業団

## 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 指定管理料

44,016,000円（令和5年度） ※京丹後市峰山途中ヶ丘公園と一体管理

## 設置目的

住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的利用に供することを目的に設置した施設である。

## 2 業務内容

主な業務は、以下のとおりである。

- (1) 管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 管理施設の原状回復に関する業務
- (3) 管理施設の利用許可に関する業務
- (4) 有料施設の利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他、市長が必要と認める業務

## 3 監査の結果・意見

附属施設の軽微な修繕など、職員自らができることは積極的に行っており、破損している箇所は見受けられなかった。年間を通じて、利用客の多い施設であるので、引き続ききめ細やかな管理に努められたい。

両公園については、公園内の清掃、芝生の管理、トイレの管理、附属施設の管理等が適切に行われており、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場が市民に提供され、都市公園としての機能が十二分に発揮できている施設となっている。引き続き、基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書等に則った施設管理を実施し、本施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。